（一定の資格等を有する者に対する試験の免除）

第九条　［略］

２　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する電気通信工事施工管理をいう。以下同じ。）とするものに合格した者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

（資格者証の交付の申請）

第三十七条　［略］

２　資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定する第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

３　第一級アナログ通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。

（試験員の要件）

第四十五条　法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの

二　学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

三　学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

四　総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者

(4)　トラヒック理論

(5)　情報セキュリティの技術

(6)　ネットワークの技術

ハ　端末設備の接続に関する法規

(1)　法及びこれに基づく命令

(2)　有線電気通信法及びこれに基づく命令

(3)　不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(4)　電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

（一定の資格を有する者に対する試験の免除）

第九条　［同上］

２　電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条の規定により無線従事者の免許を受けている者が試験を受ける場合は、申請により、別表第三号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

（資格者証の交付の申請）

第三十七条　［同上］

２　資格者証の交付の申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行わなければならない。ただし、次項に規定するＡＩ第一種及びＤＤ第一種の資格者証の交付を受けている者の申請については、この限りでない。

３　ＡＩ第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、ＤＤ第一種の資格者証に関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、ＡＩ・ＤＤ総合種の資格者証の交付を申請することができる。

（試験員の要件）

第四十五条　［同上］

一　ＡＩ第一種工事担任者、ＤＤ第一種工事担任者又はＡＩ・ＤＤ総合種工事担任者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの

［新設］

［新設］

二　総務大臣が前号に掲げる者同等の知識及び経験を有するものと認める者